

常任委員会審査報告

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会は、6月6日に開催され、付託を受けた執行部提出議案4件（分割付託2件を含む）の審査を行いました。主な質疑は次のとおりです。

平成22年度小郡市一般会計補正予算(第6号)(報告第7号)

まちづくり支援基金積立金24万2千円の減額については、ふるさと寄付金と自動販売機の売り上げの20%を積み立てているが、85万円の予算に対し、実績が60万7、238円だったため減額するもの。



▲小郡市まちづくり支援自販機

問：今後の見通しについて。
答：自動販売機分は40万円前後

と予測されるが、ふるさと寄付金は、年度ごとに増減があるもので、今後どう推移するか分らない。現在の積立金の額は19万8、117円。

平成22年度小郡市一般会計補正予算(第6号)(報告第7号)

文化財保護費99万5千円の減額については、緊急雇用創出事業である歩道案内表示設置事業の基本計画策定業務委託の入札残。

問：進捗状況について。

答：平成22年度は、基本計画策定ということでの路線にするかを計画し、地元区長をはじめ関係者に説明を行った。平成23年度は具体的な表示方法を作っていく。

平成23年度小郡市一般会計補正予算(第1号)の承認について(議案第28号)

特別支援教育総合推進事業56万4千円の増額については、発達障害を含むすべての幼児・児童・生徒の特別支援教育を総合的に推進するため、福岡県が文部科学省の委託を受けており、その推進地域の一つに小郡市が指定を受けたためのもの。内容

としては、特別支援教育ボランティア謝金52万円と消耗品費4万4千円。

問：事業内容について。

答：障害がある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

平成22年度小郡市一般会計補正予算(第6号)(報告第7号)

道徳教育総合支援事業40万円の増額については、道徳教育の質の向上と充実を図り、児童の道徳性を養うと共に県の道徳教育の課題に応じた取り組みを推進するための事業で、その推進校に東野小学校が指定されたことによるもの。

問：具体的な事業内容と来年度以降の継続について。

答：外部講師を活用した様々な指導方法の実践的研究等になると思う。現時点では今年度が認められたという状況なので、平成24年度以降も引き続き指定を受けられるよう要望していきたい。

保健福祉常任委員会

保健福祉常任委員会は、6月7日に開催され、付託を受けた執行部提出議案7件（分割付託2件を含む）の審査を行いました。主な質疑は次のとおりです。

平成23年度小郡市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の承認について(報告第8号)

平成22年度の国民健康保険事業特別会計は、約7、600万円の赤字分があったが、以前からの赤字分があるため、平成23年度から、4億5、123万円を繰り上げ充用するもの。

問：赤字になった理由について。

答：医療費も伸びているが、歳出より歳入が伸びてきたとご理解いただきたい。

問：歳入が伸びた理由について。

答：一つは調整交付金の伸びがあるが、税収の伸び等、特定できるものはない。

問：今後も赤字になる可能性について。

答：今後については、医療費の伸びや調整交付金等がどうなるのか読めないのだから。

公職選挙法では、政治家が選挙区内の人に対し、次のような行為をすることは禁止されています。また、有権者が寄付を求めるとも禁止されています。

● 入学・卒業・就職・出産などの祝いに金品を贈ること



● 病気見舞いに金品を贈ること



● お中元やお歳暮を贈ること



● 葬式の花輪・供花を贈ること



● お祭りの時にお金を寄付したり、お酒を贈ること



● 議員が年賀状等のあいさつ状を出すこと(答礼のための自筆によるものは除く)





問：収納率向上のための国保年金課と収納課との連携について。
 答：保険証の短期医療証を交付する場合や滞納者に通知を出す場合等は、お互い連携を取って、収納率向上のために対応している。例えば、滞納者の一部入金状況等によっては、3ヶ月の保険証を出していたものを半年に延ばす等、収納状況等を基に協議をしてお対応している。
 問：国民健康保険税の徴収率と延滞金等のPRについて。
 答：本年5月27日現在で91・59%の徴収率になっている。PRについては、督促手数料や延滞金の率等を市収納課のHPや納付書等の裏に記載しているが、今後、実例を記載する等市民に分かりやすい啓発を実施していきたい。

都市経済常任委員会

都市経済常任委員会は、6月8日に開催され、付託を受けた執行部提出議案5件（分割付託2件を含む）の審査を行いました。主な質疑は次のとおりです。

平成22年度小郡市一般会計補正予算(第6号)(報告第7号)

若山堤整備基金積立金百万円の増額については、一千万円の寄付を予定していたが、一千万円の寄付があつたためのも。
 問：寄付の額が増えた理由について。
 答：若山堤の水利組合の解散に伴い、総会で最終的な金額が確定し、余剰金が百万円発生したため、追加寄付をいただくことになった。



▲若山堤

平成23年度小郡市一般会計補正予算(第1号)の承認について(議案第28号)

自治会バス管理費43万円の増額については、美鈴が丘及び希みが丘の住人を対象にしたボランティアによる自治会バスの運行に関するもの。



▲自治会バス

問：ボランティアによる自治会バスに対し、市が関与する法的根拠について。
 答：ボランティアによる送迎行為を行う場合は、道路運送法上の登録が必要であり、道路運送法第79条の許可を要しない運送については、市町村の事業として、市町村が保有する自動車により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ、利用者に負担を求めない場

合に限るとなっている。現在無償運行を行っているが、9月に県に特区申請を行う予定で、認められれば、来年4月より有償運行の事業に取り組み予定。

市道の認定及び路線変更について(議案第29号)

県道鳥栖・朝倉バイパス事業に伴う取り付け道路の認定及び路線の変更で、今年度施行する宝満川堤防敷は、国土交通省の占用許可が必要であり、市道であることがその許可条件になっていることから今回認定を行うもの。
 問：市道認定の時期について。
 答：道路台帳の整備、作成等があるため、基本的には毎年3月に認定しているが、今回のように必要があれば、3月以外に認定する場合もある。

問：道路供用開始前の道路保険について。
 答：道路の新設や拡張による道路保険の加入については、市道認定後に行っている。

主な議案の内容

★小郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(報告第4

号)

地方税法の施行令の一部を改正する政令が平成23年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の賦課限度額を改正するもの。医療費分を50万円から51万円、後期高齢者支援金分を13万円から14万円、介護納付金分を10万円から12万円に引き上げるもの。

★小郡市国民健康保険条例の一部を改正する条例(議案第5号)
 平成21年10月から平成23年3月までの間の経過措置として出産育児一時金の額を35万円から39万円に引き上げていたものを、恒久的に実施するために改正するもの。

★小郡市税条例の一部を改正する条例(報告第6号)

地方税の一部を改正する法律が平成23年4月に公付・施行されたことによる次の2点の改正。

東日本大震災により住宅や家財等に損失を受けた場合、その損失額を、平成22年度分の総所得金額等から控除できる。東日本大震災により、住宅借入等特別税額控除の適用を受けていた住宅が居住出来なくなった場合でも、残りの控除対象期間に